

(1) 地域福祉のさらなる推進

方向性	あらゆる世代の人が健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、民生委員・児童委員や社会福祉協議会といった関係機関等とも連携しながら、多様化・複雑化する生活課題を抱える人への支援体制の充実や環境整備など、地域福祉のさらなる推進に取り組みます。
取り組み	社会福祉法に基づき策定している「枚方市地域福祉計画（第3期）」は今年度が計画期間の最終年度のため、次年度から5年間で計画期間とする第4期計画を、意識調査の結果なども踏まえながら策定します。 また、現民生委員・児童委員が本年11月30日で任期満了(任期3年)を迎えるため、一斉改選を円滑に行います。 《目標値》 民生委員・児童委員の一斉改選時における充足率：100%

9月末の
進捗状況
【〇】

「枚方市地域福祉計画（第4期）」については、本年7月に実施した市民意識調査の結果や今後行う市民意見聴取なども踏まえながら策定していきます。
民生委員・児童委員の一斉改選手続きについては、本年12月1日の委嘱に向けて、現在事務を適切に進めています。

(2) 改正生活保護法等への的確な対応

方向性	昨年6月に社会福祉法及び生活保護法が改正され、無料低額宿泊所等の事前届出制の導入など、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託する仕組みについて、来年度からの施行が予定されています。法改正の内容についての的確に対応し、施行時に適切に支援が行えるよう努めます。
取り組み	今年度内に、無料低額宿泊所等（社会福祉住居施設）の人員・設備・運営に関する最低基準等を条例で定める必要があり、また、来年度以降には日常生活上の支援に係る費用が必要となる場合も想定されることから、情報収集と準備等に努めます。

9月末の
進捗状況
【〇】

無料低額宿泊所の国の基準省令が令和元年（2019年）8月に公布された後、近畿ブロック生活保護担当者会議、大阪府主催の関係課会議にて条例制定の時期、独自基準の策定の有無について情報収集を行っています。
今後は条例制定に向けて取り組みを進めていきます。

(3) 枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）に基づく障害者施策の推進

<p>方向性</p>	<p>平成30年3月に策定した枚方市障害福祉計画（第5期）・枚方市障害児福祉計画（第1期）に基づき、障害者の自立支援や社会参加に係る取組み及び、障害児へのサービス提供体制の整備など、障害者施策の推進に努めます。</p>
<p>取り組み</p>	<p>計画に定めた障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把握に努めるとともに、成果目標として設定している「地域生活支援拠点の整備」や「障害者の就労支援策」などについて、検討していきます。また、障害児福祉計画（第1期）に基づく、医療的ケア児等の支援のための関係機関による協議の場の設置や、支援の調整を行うコーディネーターの配置を行います。</p> <p>《目標値》</p> <p>福祉施設から一般就労への移行者数 66名（令和2年度（2020年度））</p>

<p>9月末の進捗状況【〇】</p>	<p>計画の進捗管理や状況把握について、8月に社会福祉審議会障害福祉専門分科会を開催し、成果目標の進捗状況や障害福祉サービス等の実績についてご意見・提案をいただきながら検証・評価を行いました。</p> <p>また、「地域生活支援拠点の整備」については令和2年度（2020年度）中の整備に向けて自立支援協議会で事業形態等について協議を続けており、「障害者の就労支援策」についても、同協議会の就労支援部会で協議、検討を行い、工賃向上に向けた取組み等を行っているところです。また、1月末には障害者合同就職面接会をハローワーク等関係機関と連携し、開催予定です。</p> <p>また、医療的ケア児等の支援のための協議の場や、コーディネーターの配置については、4月より基幹相談支援センターのうち1箇所にコーディネーターの配置を行い、11月には市内に所在する保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による連絡会議を開催予定です。</p>
---------------------------	---

(4) 指導監査業務に係る法令等の改正への適正な対応

方向性	児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の改正等に伴い、本年4月から新たに移譲された障害児通所支援事業者の指定等の事務に対して適正に対応するとともに、サービス毎の集団指導等の実施により、福祉関連法人への情報発信に取り組みます。また、新たな制度内容を指導監督業務に反映させ、福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につなげることで、福祉サービスの質の向上を図ります。
取り組み	新たに中核市の事務として位置づけられた、障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援等）の指定及び業務管理の事務について、基準を定めた条例を制定し、適切な指定・指導を行います。 介護保険サービス及び障害福祉サービスにおける新たな基準については、指導監査業務等に反映し、事業者の適切なサービス提供につなげます。 介護保険・障害福祉サービス事業の報酬改定等に的確に対応するため、国等への情報収集力を高めます。 社会福祉法人等の監理業務においては、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の確保を図ることを目的とし、指導監督を行います。

9月末の 進捗状況 【〇】

新たに中核市の事務となった障害児通所支援事業所の指定等に係る事務について、4月より業務を開始しており、基準条例の制定については、12月定例会に諮るため事務を進めています。

介護保険・障害福祉サービス事業者に対して集団指導等を開催し、各サービスにおける指定基準の改正や報酬改定などについて情報提供を行いました。また、基準や報酬に係る国の通知等を市ホームページに掲載して周知を図るとともに、実地指導や指定業務を通じて個別にも指導・助言を行っています。社会福祉法人等に対しては、実地監査を通じて法人運営や社会福祉事業の運営について、指導・助言を行っています。